

「(仮称)川西市中学校給食センター整備・運営PFI事業」入札説明書等に関する質問回答書

No	資料名	頁 / 様式	該当箇所						項目名	質問	回答
1	入札説明書	4	2	6	(3)	ア			設計・建設・開業準備期間	令和2年9月～令和4年8月末(2年間)となっていますが、配送校の配膳室及びエレベーターの建設工事について工事期間の制限はあるのでしょうか。(夏休み期間中のみ等)	令和3年7月から令和4年5月末までの工事期間を想定しています。ただし、配膳室等の室内の工事や音の発生する工事はできるだけ夏休み等の長期休暇の期間に行うなど、学校運営への配慮をお願いします。詳細は協議となります。
2	入札説明書	4	2	6	4	ア	(イ)		施設の設計業務	今回事業は、都市計画法29条及び川西市開発行為等指導要綱の対象とならないと判断してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	入札説明書	5	2	6	(4)	ア	(ア)		事前調査業務	整備時期及び期間、仮囲い範囲等の工事条件が不明な場合、工事費算出ができないため本件建物と配送校の配膳室及びエレベーターの設計業務を別発注にしていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
4	入札説明書	5	2	6	(4)	ア	(イ)		施設の設計業務	整備時期及び期間、仮囲い範囲等の工事条件が不明な場合、工事費算出ができないため本件建物と配送校の配膳室及びエレベーターの設計業務を別発注にしていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
5	入札説明書	5	2	6	(4)	ア	(ウ)		施設の建設業務	整備時期及び期間、仮囲い範囲等の工事条件が不明な場合、工事費算出ができないため本件建物と配送校の配膳室及びエレベーターの建設業務を別発注にしていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。

No	資料名	頁 / 様式	該当箇所						項目名	質問	回答
6	入札説明書	5	2	6	(4)	ア	(工)	工事監理業務	整備時期及び期間、仮囲い範囲等の工事条件が不明な場合、工事費算出ができないため本件建物と配送校の配膳室及びエレベーターの工事監理業務を別発注にしていだけないでしょうか。	原案のとおりとします。	
7	入札説明書	5	2	6	(4)	ア	(サ)	配送校の配膳室の整備業務	整備時期及び期間、仮囲い範囲等の工事条件が不明な場合、工事費算出ができないため本件建物と配送校の配膳室の整備業務を別発注にしていだけないでしょうか。	原案のとおりとします。	
8	入札説明書	5	2	6	(4)	ア	(シ)	配送校のエレベーターの整備業務	整備時期及び期間、仮囲い範囲等の工事条件が不明な場合、工事費算出ができないため本件建物と配送校のエレベーターの整備業務を別発注にしていだけないでしょうか。	原案のとおりとします。	
9	入札説明書	5	2	6	(4)	ア	(セ)	建設に伴う各種許認可申請等の手続業務	整備時期及び期間、仮囲い範囲等の工事条件が不明な場合、工事費算出ができないため本件建物と配送校の配膳室及びエレベーターの建設に伴う各種許認可申請等の手続業務を別発注にしていだけないでしょうか。	原案のとおりとします。	
10	入札説明書	5	2	6	(4)	ア	(ソ)	竣工検査及び引き渡し業務	整備時期及び期間、仮囲い範囲等の工事条件が不明な場合、工事費算出ができないため本件建物と配送校の配膳室及びエレベーターの竣工検査及び引き渡し業務を別発注にしていだけないでしょうか。	原案のとおりとします。	

No	資料名	頁 / 様式	該当箇所						項目名	質問	回答
11	入札説明書	6	2	6	(5)	イ		事業者の収入	開業準備業務の対価がサービス対価A2に含まれておりますが、2か月間しかない開業準備業務の対価が15年の割賦で支払われることは、事業者の負担が大きいと思慮します。そのため、開業準備業務に係る対価は別途ご一括でお支払いいただき、または、開業準備に係る対価をサービス対価Bに含んでいただき、サービス対価Bの1回目の支払い時に合わせて開業準備業務に対する対価をお支払いいただけませんか。	原案のとおりとします。	
12	入札説明書	12						事前エントリー制度	<p>入札説明書には「本事業の参加を検討している市内業者」の申し込み方法は書かれているのですが、別紙1を見ても「市内事業者の活用を検討する入札参加者」側からアプローチする方法はないという解釈でよろしいでしょうか。</p> <p>また別紙1には入札参加グループ名を指定して書くような書式になっています。グループ名は市内事業者に事前に公表されるのとの解釈でよろしいでしょうか。</p> <p>さらに、この制度でわたくしたちのグループに対し、関心表明書が仮に出された場合の対応はどのようにするのでしょうか。協力企業として業務を依頼することになるのか、お断りすることも可能かなどです。</p>	<p>前段につきましては、申し込みのあった「本事業の参加を検討している市内業者」を市のホームページで公表しますので、市内事業者の活用を検討している応募者は当該ホームページを参照の上、市内業者にアプローチをしてください。</p> <p>中段につきましては、別紙1-3は応募者と市内業者で合意があった場合に提出を求めるもので公表する書類ではありません。</p> <p>後段につきましては、別紙1-3の関心表明書を提出した市内事業者に業務の依頼を断ることは可能ですが、様式38-1-2で提案された額はモニタリングの対象となることにご留意ください。</p>	

No	資料名	頁 / 様式	該当箇所						項目名	質問	回答
			3	4	(1)	エ	(オ)				
13	入札説明書	13	3	4	(1)	エ	(オ)		留意事項	給食センターに隣接する川西南中学校のグラウンドに川西南中学校用の電気時計・放送用スピーカー・インターホンがありますが、移設等の工事は対象外と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	入札説明書	18	3	4	(3)	ウ	(キ)		入札金額の記載等	基準金利について、応募者間で齟齬のないよう貴市よりホームページ上で公表頂けないでしょうか。	左記の基準金利は公表します。
15	入札説明書	18				ウ	(キ)		入札金額の記載	令和2年3月13日(金)の基準金利、「東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンス・レート(T.S.R)としてテレレート17143ページに表示されている6か月LIBORベース15年物(円/円)金利スワップレート」については、貴市ホームページ上で公表されるご予定でしょうか。入札参加者の公正性を確保する観点より、ご公表いただきたく存じます。	No14を参照ください。
16	入札説明書	18	3	4	(3)	ウ	(キ)		b 入札金額の記載	割賦金利の基準金利として、LIBORを参照いただいておりますが、2021年度においてLIBORは廃止予定との理解です。代替指標について、ご教示願えますでしょうか。	LIBORが廃止された際に金融庁等の公的機関から客観性の確保された継続指標等が公表された場合には、市・事業者で協議のうえ、当該指標を活用することを想定しています。また、上記の継続指標等が公表されない場合には、廃止時において公表された最新のLIBORを活用します。

No	資料名	頁 / 様式	該当箇所						項目名	質問	回答
17	入札説明書	18						ウ (ク)	一時支払金	<p>交付金額319,693千円は消費税込みの金額と明示されております。一方、サービス対価A1の算式に記載のある”(事業者が提案する工事費 - 交付金) × 90% + 交付金 + 初期調達費消費税相当額”の「工事費(様式28-6 の費目1～10、14～17)」は税抜金額となりますが、当該算式にて対応する「交付金」も消費税抜きの金額として計算する認識でよろしいでしょうか。或いはそのまま消費税込みの金額で計算すればよろしいでしょうか。前者の場合、319,693千円は10%分を割り戻して税抜き計算をする必要があります。</p>	<p>「交付金」も消費税抜きの金額として計算してください。 その際には、「290,630千円(319,693千円/1.1)」を税抜きの交付金としてください。</p>
18	要求水準書	2	4	2	(7)			ウ (ア)	警備業務	<p>夜間及び休日の機械警備を標準とし、異常の発生に際して速やかに現場に急行して、状況の確認、関係者への通報連絡等を行えるようにすること。とありますが、365日24時間機械警備のみの実施でよろしいでしょうか。若しくは、夜間休日を除く平日は警備員を常駐させなくてはならないでしょうか。ご教示ください。</p>	<p>左記が「第4/2/(7)」の質問でしたら、市では平日も警備員の常駐を求めています。常駐の有無は事業者の提案によります。 なお、警備員の常駐は求めませんが、日中についても事業者にて不審者の侵入を防止する等の対応をしてください。</p>
19	要求水準書	4	1	4	(5)				業務内容 維持管理業務	<p>本件施設、事務備品等の維持管理を対象とし、配膳室及び配送校エレベーターの維持管理は市で実施する。とありますが、牛乳保冷庫、配膳台車、エアコン等の配膳室備品も市で実施していただくという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>事業者で調達した配膳室の什器・備品等は全て保守管理の対象となるため、牛乳保冷庫、配膳台車、手洗い設備、エアコンなども含まれます。 なお、事業者の責でなく什器・備品の破損等があった場合には、市が修繕費等を負担します。</p>

No	資料名	頁 / 様式	該当箇所						項目名	質問	回答
20	要求水準書	7	1	4	(8)	イ	(イ)		牛乳・デザート	牛乳保冷庫を選定するにあたり、牛乳及び直送デザートのおおよその製品寸法をご教授ください。	牛乳箱の大きさは390ミリ×319ミリ×高さ107ミリで、1箱の収納本数は24本です。 また、一例として、直納デザートのうち、ヨーグルト外箱の大きさは285ミリ×360ミリ×高さ125ミリで、1箱の収納個数は40個です。冷凍パインの外箱の大きさは550ミリ×280ミリ×高さ280ミリで、1箱の収納個数は240個です。
21	要求水準書	7	1	4	(8)	イ	(イ)		牛乳・デザート	(イ)デザート(パック入り果物等)等は本件施設から配送する場合がありますが、本施設から提供する場合、リンゴなど洗浄・切裁したものを食缶に入れる献立はありますか。	小学校給食では、生で果物を提供する場合、切裁して提供することはありません。 ただし、冷凍みかんや柑橘類など、丸ごと提供する皮つき果物は、洗浄後、食缶に入れて提供する可能性があります。
22	要求水準書	8	1	4	(8)	キ			予定生徒数	中学校の生徒数は年々減少しますが、事業期間中に本施設で、最大4,100食/日の中で小学校給食を行うことはありますか。	現時点では想定しておりません。 小学校の給食の実施の必要性が発生した場合には、実施の可否も含め、条件等を事業者と協議して決定します。
23	要求水準書	8	1	4	(8)	ケ			光熱水費	中学校の生徒数は年々減少しますが、これに合わせて光熱水費を算出するという理解でよろしいでしょうか。	提案に委ねます。
24	要求水準書	11	2	2	(2)	ク			施設の設計業務	配送校の配膳室の設計に当り、各校の当初の竣工図(建築・構造・電気・機械)、耐震改修時の竣工図(建築・構造・電気・機械)、空調改修時の竣工図(建築・構造・電気・機械)をいただけないでしょうか。	左記内容のデータを貸与しますので、希望者は川西市教育委員会教育推進部学務課まで電話連絡(072-740-1256)のうえ、受け取り方法等の指示を受けてください。

No	資料名	頁 / 様式	該当箇所						項目名	質問	回答
25	要求水準書	11	2	2	(2)	ケ			施設の設計業務	配送校のエレベーターの設計に当り、各校の当初の竣工図(建築・構造・電気・機械)、耐震改修時の竣工図(建築・構造・電気・機械)、空調改修時の竣工図(建築・構造・電気・機械)をいただけないでしょうか。	左記内容のデータを貸与しますので、希望者は川西市教育委員会教育推進部学務課まで電話連絡(072-740-1256)のうえ、受け取り方法等の指示を受けてください。
26	要求水準書	11	2	2	(2)	ケ			施設の設計業務	配送校のエレベーターの設計に当り、川西南中学校のEV増築の竣工図(建築・構造・電気・機械)をいただけないでしょうか。	左記内容のデータを貸与しますので、希望者は川西市教育委員会教育推進部学務課まで電話連絡(072-740-1256)のうえ、受け取り方法等の指示を受けてください。
27	要求水準書	12	2	2	(2)	ク	(7)		施設の設計業務	資料5及び資料15の内容において、通常では建設が困難なエレベーターが見受けられますが、提案の段階で資料5からの見直し提案を行う事は可能でしょうか。 内容によらず、建設場所の変更そのものが評価を下げるといったことには繋がりませんかでしょうか。	別途見直し提案を市に提出してください。 提出方法等の詳細は第2回個別対話質問回答のNo.3を参照ください。
28	要求水準書	12	2	2	(2)	ク	(1)		施設の設計業務	エレベーター増築の設計に伴う既存不適格の是正内容については、具体的には 114条区画の是正 換気設備の是正 自火報設備の是正 防火区画扉の是正 延焼に伴う防火設備の是正 が多く見受けられると考えておりますが宜しいでしょうか。 また、それ以外に是正必要内容があれば御指示下さい。	現時点で把握している内容は左記のとおりですが、左記以外の内容が発生する可能性があることに留意してください。 なお、左記以外の事象があり、合理的な理由があれば設計料の変更の協議に応じます。

No	資料名	頁 / 様式	該当箇所						項目名	質問	回答
29	要求水準書	15	2	2	(11)				配送校の配膳室の整備業務	整備時期及び期間、仮囲い範囲等の工事条件は市と協議の上決定するとありますが、工事条件等が不明ですと市様で想定されております工事費より大幅な上振れも想定されません。仮でもよいので、条件提示いただけないでしょうか。	No1を参照ください。
30	要求水準書	15	2	2	(12)				配送校のエレベーターの整備業務	整備時期及び期間、仮囲い範囲等の工事条件は市と協議の上決定するとありますが、工事条件等が不明ですと市様で想定されております工事費より大幅な上振れも想定されません。仮でもよいので、条件提示いただけないでしょうか。	No1を参照ください。
31	要求水準書	16	2	2	(14)				建設に伴う各種許認可申請等の手続業務	申請に伴う手数料については、市の負担と考えて宜しいでしょうか。	事業者の負担となります。なお、川西市長を建築主として計画通知を行う場合、これにかかる手数料は免除となることが考えられます。
32	要求水準書	31	4	2	(7)	ウ	(キ)		警備業務 要求水準	調理機器等の設備異常等も感知できるシステムとすること。とありますが、冷蔵庫・冷凍庫及び夜間に無人で運転させる場合の消毒保管機という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、左記以上の提案を妨げません。
33	要求水準書	43	5	3	(1)	キ	(ウ)		配膳室の什器・備品等保守管理業務	配膳室の什器・備品等には牛乳保冷庫、配膳台車、手洗い設備、エアコンなどは当てはまらないという理解でよろしいでしょうか。	No19を参照ください。

No	資料名	頁 / 様式	該当箇所						項目名	質問	回答
34	要求水準書	50	6	2					諸室の説明 検収室	b.野菜類・調味料・乾物類及び肉・魚・卵類に区別して、それぞれ専用の検収室を設けること。とありますが、交差汚染防止の措置をとることが可能であれば、一つの室とすることは可能ですか。	不可とします。
35	要求水準書	50	6	2					泥落とし室	泥落とし室は検収室と野菜下処理室に隣接配置であれば、コーナーで計画してもよろしいですか。	不可とします。
36	要求水準書	54	6	2					諸室の説明 煮炊き調理室	e.保存食用冷凍庫を設置すること。とありますが、冷凍庫の配置は、同じく非汚染作業区域であるコンテナ室でも可能でしょうか。	可とします。
37	要求水準書	54	6	2					諸室の説明 野菜上処理室	作業性、コスト縮減の観点から、室ではなくコーナーとすることは可能でしょうか。	不可とします。
38	要求水準書	60	6	2					多目的室	e.室には調理エリアに面した見学窓を設け、調理エリアを広範囲に見学できる位置に設置する。とありますが、2Fで広範囲に見学できる場合は、その限りではないという理解でよろしいでしょうか。	左記の質問の内容が、調理エリアを広範囲に見学できる見学窓のない多目的室を設置して、2階に調理エリアを広範囲に見学できるスペース等を設置するということでしたら、不可とします。 多目的室に調理エリアを広範囲に見学できる見学窓を設置してください。

No	資料名	頁 / 様式	該当箇所						項目名	質問	回答
39	要求水準書	66	6	3	(1)	工	(ウ)	給食エリアに関する特記事項	エリア内の諸室や機器の温度・湿度は、リアルタイムで監視・制御・記録ができ、異常発生時には自動通報されるシステムとすること。とありますが、機器というのは、冷蔵庫、冷凍庫という理解でよろしいでしょうか。冷蔵庫、冷凍庫はリアルで監視・記録、異常発生時の自動通報する一般的なシステムでよろしいでしょうか。また、その際の監視や記録は、事業者側事務所での管理でよろしいでしょうか。	前段につきましてはご理解のとおりですが、それ以上の提案を妨げません。後段につきましては、ご理解のとおりです。	
40	要求水準書	70	6	3	(3)	ウ	(キ)	給水・給湯設備	給食エリア等の給水栓は、直接手指を触れずに操作できるもの(自動式)とすること。ただし、停電時等で電源が使えない際でも使用できる機能を有するものとすること。とありますが、自動式というのは、肘で操作するレバー式や足で操作する足踏み式でも構わないという理解でよろしいでしょうか。	いずれを選択していただいてもかまいませんが、清掃のしやすさ、汚れの溜まりにくさ等を考慮し、より衛生環境を保てる設備の導入を望みます。	
41	要求水準書	73	6	3	(4)	イ	b	皮むき機	「(b) 分解して、洗浄・消毒が可能なものとすること。」とありますが、アルコール噴霧による消毒との認識で宜しいでしょうか。	アルコール噴霧による消毒も含まれますが、洗浄・消毒方法は提案に委ねます。	
42	要求水準書	73	6	3	(4)	イ	c	(c)焼物機	焼物機で庫内温度や食品の中心温度が容易に計測できますが、記録については記録付きの中心温度計で行うことでよろしいですか。	ご理解のとおりです。	

No	資料名	頁 / 様式	該当箇所						項目名	質問	回答
43	要求水準書	74	6	3	(4)	イ	d		(c)消毒保管庫・殺菌庫	食器・食缶等をコンテナに収納した状態で消毒できるなど、作業負担を軽減できるものとございますが、作業負担が軽減できれば食缶専用の消毒保管機を設置することもよいという解釈でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
44	要求水準書	76	6	3	(7)	イ			食器等	絵柄等は市と協議するものとありますが、特殊色・柄・形状ではなく、メーカー標準絵柄の中から選定するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
45	要求水準書	77	6	3	(7)	工			配膳器具	ここで示された配膳器具は、全て給食時に提供でしょうか。もしくは必要分のみを選択しての提供でしょうか。	必要分を選択して提供します。
46	要求水準書	78	6	3	(5)	オ			教室用配膳台	教室用配膳台はすべての学級と職員室に必要であるという解釈でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
47	要求水準書	78			(8)	イ	(ウ)		清掃用具収納設備等	「イ 清掃用具収納設備等」の中に「(ウ)靴の底、側面、公が殺菌できる設備を設けること」とありますが、清掃用具収納設備とは別に靴の殺菌庫を設けるという解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
48	関係資料	10							4.提案条件	1食あたり350円上限とありますが、徴収した費用だけでは付帯事業が成立しない場合、事業者の持ち出しで行くと認識してもよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
49	関係資料	14							配送校の段差に関する資料	段差解消必須箇所及び提案に委ねる箇所において、段差の許容範囲を御指示下さい。	配膳台車が円滑に通過できる範囲としてください。

No	資料名	頁 / 様式	該当箇所					項目名	質問	回答
50	落札者決定基準	5					(イ)	設計・建設に関する提案	ポイント について、提案内容の中で申請可能な補助金がある場合、加点項目と評価いただけますでしょうか。	提案内容によるため、左記の内容が評価については現時点で回答できません。
51	落札者決定基準	5					(工)	維持管理に関する提案	評価ポイント について、センター開設後の1～2年後に更なる省エネおよび環境負荷軽減の取組を実施したことを明記した場合、加点項目と評価頂けますでしょうか。	提案内容によるため、左記の内容が評価については現時点で回答できません。
52	様式集	3	1	5				提案書に関する提出書類	図面集を含め、様式26～38をA4ファイルに綴じ提出するという理解で宜しいでしょうか。またその場合、図面集は様式集どおり、必須項目提案書(運営に関する提案)と加点項目提案書(表紙)の間に綴じこみ、図面集にも総ページ番号を振るということでしょうか。	様式26～38と図面集は別のファイル綴じにして提出してください。また、様式26～38はA4ファイル綴じ、図面集はA3ファイル綴じとし、いずれにもページ番号を付して提出してください。
53	様式集	3	1	5				提案書に関する提出書類	構成員以外の企業名は記載可能という事でしょうか(下請け等)	構成員以外の者でも企業名の記載は不可とします。
54	様式集	9						入札資格申請書	設計企業と工事監理企業が同一の場合、重複する添付書類(建築士事務所登録、川西市資格名簿、会社概要、決算書)は省略可能(1部)でしょうか。業務毎(計2部)に必要でしょうか。	左記の場合には省略可能(1部)とします。
55	様式集	10	2					様式10-2	項目 ともに「純資産額」となっていますが、 は「純資産額」ではなく「資産額」でしょうか。	は純資産合計、 は負債・純資産合計を記入してください。
56	様式集	27	2					様式27-2	「 開発業務期間」とあります。具体的に何をする期間だと想定していますか。エクセルの様式集を見てもそれに相当する項目がないように思います。	「 開発業務期間」の記入は不要とします。

No	資料名	頁 / 様式	該当箇所						項目名	質問	回答
57	様式集	27	3						様式27-3	提案書における各企業の匿名の表記の仕方でお尋ねします。匿名のAが構成企業と協力企業の両方に出てくるのはまぎらわしいので、例えば4社なら「構成企業A」「構成企業B」「協力企業C」「協力企業D」のように、アルファベットが異なるように振ることは可能ですか。	左記の記載方法も可とします。
58	様式集	28	1						(様式28 - 1) 2.設計・建設に関する提案 調理設備計画	調理設備の能力を示すこと。3日目・ラーメン・酢豚・きゃべつのあえものがあります。献立表3には、白飯も提示いただいています。白飯も含めるのでしょうか。	3日分のいずれの献立についても、炊飯の調理能力も示してください。
59	様式集	28	6		(6)				初期調達費見積書 消費税相当額	本様式の消費税相当額は「中計」の合計に10%を乗じて円未満を切り捨てた算定方法でよろしいでしょうか。事業者が建中ローン先へ支払う費用面からみますと建中金利の支払いは非課税でございますが、一方でサービス対価として事業者が貴市へご請求する売上についてはこの費用も含めた全体額に対して課税となります。本様式は、あくまで後者の貴市へ請求するサービス対価の内訳を明示するものということで、冒頭の算定方法(「中計」の合計に10%を乗じる方法)で捉えて差支えございませんでしょうか。	前段につきましては、左記の算定方法のとおりです。後段につきましては、市へ請求するサービス対価の内訳を明示するものということで、冒頭の算定方法(「中計」の合計に10%を乗じる方法)で捉えて差支えありません。

No	資料名	頁 / 様式	該当箇所						項目名	質問	回答
60	様式集	28	6						様式28-6	配送車をリースで調達する場合は、本様式ではなく「様式31-2 8.配送車維持管理業務 車両調達費」に計上するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
61	様式集	28	6						様式28-6	「24.その他費用」とありますが、どのような費用を「その他」と想定していますか。	SPC設立費用、建中のSPC維持費等を想定していますが、これに限らず他の項目に該当しない費用がある場合にはここ計上してください。
62	様式集	29	2						様式29-2	「12.その他費用」とありますが、どのような費用を「その他」と想定していますか。	特に想定するものではありませんが、他の項目に該当しない費用がある場合にはここ計上してください。計上するものがない場合には空欄でも可です。
63	事業契約書(案)	5	1	2	20	6			第20条6 (許認可、届出等)	市が負担する「合理的な範囲の増加費用又は損害」には、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
64	事業契約書(案)	8	1	3	26	6			第26条6(市による要求水準書の変更協議)	市が負担する「合理的な範囲の当該増加費用又は当該損害」には、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
65	事業契約書(案)	9	1	4					事業計画書	本条本項に規定される事業計画書とは、要求水準書第8提出書類(81ページ)に記載される計画書という認識でよろしいでしょうか。	第28条のことでしたら、ご理解のとおりです。
66	事業契約書(案)	11	2	3	34	2			設計の完了	設計図書に対する貴市の確認に係る通知は、書面にて頂けるものとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁 / 様式	該当箇所						項目名	質問	回答
67	事業契約書(案)	12	2	3	37	(1)			第37条(1)(設計業務に起因する責任と負担)	市が負担する「当該増加費用又は損害」には、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
68	事業契約書(案)	17	2	6	52	2			第52条2(引渡しの遅延等による費用負担)	市が負担する「合理的な範囲の増加費用又は損害」には、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
69	事業契約書(案)	18	2	6	55	1			第55条1(引渡し)	市から事業者に対し、引渡しを証する書面は発行されますか。発行される場合、引渡し後どの程度の日数を要するでしょうか。	前段につきましては、事業契約書「別紙8 目的物引渡書」で対応します。後段につきましては、上記の別紙8の提出から7日程度となります。
70	事業契約書(案)	21	4	1	63	2	(1)		第63条2(1)維持管理・運営業務	市が負担する「当該増加費用又は損害」には、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいですか。	金融費用が発生する場合にはご理解のとおりですが、本条は維持管理・運営業務に関する内容ですので、基本的には金融費用は含みません。
71	事業契約書(案)	22	4	1	66	3			第66条3(維持管理・運営業務に伴う近隣対策)	市が負担する「本件事業の実施にかかる増加費用又は損害」には、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいですか。	金融費用が発生する場合にはご理解のとおりですが、本条は維持管理・運営業務に関する内容ですので、基本的には金融費用は含みません。
72	事業契約書(案)	23	4	1	68	2			第68条2(市が行った調理設備の修繕及び更新に伴うサービス対価の変更)	市が負担する「合理的な範囲の当該増加費用又は当該損害」には、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいですか。	金融費用が発生する場合にはご理解のとおりですが、本条は維持管理・運営業務に関する内容ですので、基本的には金融費用は含みません。
73	事業契約書(案)	25	5						第5章 付帯事業	付帯事業を行う場合、付帯事業における問題発生(異物混入、食中毒等)が、本事業の解除事由に該当することはあるでしょうか。	問題の内容、事由によっては、第85条(11)、(12)により本事業の解除事由に該当する場合があります。

No	資料名	頁 / 様式	該当箇所						項目名	質問	回答
74	事業契約書(案)	28	7	1	82	3			第82条3(維持管理・運営業務の承継)	市が負担する「当該増加費用及び損害」には、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいですか。	金融費用が発生する場合にはご理解のとおりですが、本条は維持管理・運営業務に関する内容ですので、基本的には金融費用は含みません。
75	事業契約書(案)	28	7	1	83	3			第83条3(本件業務の終了に伴う検査及び支払い)	市が負担する「合理的な修補にかかる事業者の増加費用」には、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいですか。	金融費用が発生する場合にはご理解のとおりですが、本条は維持管理・運営業務に関する内容ですので、基本的には金融費用は含みません。
76	事業契約書(案)	30	7	2	87	1			第87条1(談合その他の不正行為に係る違約金)	本条項に該当し契約解除となった場合、当該違約金の他に第88条2項の違約金も請求されるとの理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
77	事業契約書(案)	30	7	2	87	1			第87条1(談合その他の不正行為に係る違約金)	本条項に該当し契約解除となった場合、当該違約金の他に第89条1項の違約金も請求されるとの理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
78	事業契約書(案)	30	7	2	87	1			第87条1(談合その他の不正行為に係る違約金)	本条項に該当し契約解除となった場合、当該違約金の他に第90条1項の違約金も請求されるとの理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁 / 様式	該当箇所						項目名	質問	回答
79	事業契約書(案)	30	7	2	87	2			談合その他の不正行為に係る違約金	基本協定書の第11条2項に「公正取引委員会が独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い当該納付命令が確定した時に、帰責性を有する者はサービス対価A1及びA2(消費税を含む)の100分の10に相当する額を違約金として支払う」とありますが、これに加えて事業者は契約金額の100分の20に相当する額の違約金を支払わなければならないのでしょうか。	ご理解のとおりです。
80	事業契約書(案)	30	7	2					談合その他の不正行為に係る違約金	基本協定書(案)に規定される違約金等(第11条)と事業契約書(案)に規定される当該違約金はどちらが優先されるのでしょうか。それとも二重に課せられるのでしょうか。	左記の質問が第87条のことでしたら、二重に課されます。No79も参照ください。
81	事業契約書(案)	31	7	2	88	3			第88条3(引渡し前の解除の効力等)	「出来形部分」には、出来形を構築する上で必要であった費用(事前調査費、会社経費、資金調達費用等)も合理的な範囲で含まれるとの理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
82	事業契約書(案)	32	7	2	89	1			第89条1(開業準備期間中の解除の効力等)	本条項に記載のある「サービス対価B」は、固定料金のみとの理解でよろしいですか。	変動料金も含まれます。なお、変動料金は提案額に基づくものとします。
83	事業契約書(案)	34	7	2	93	1			第93条1(引渡し前の解除の効力等)	「出来形部分」には、出来形を構築する上で必要であった費用(事前調査費、会社経費、資金調達費用等)も合理的な範囲で含まれるとの理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁 / 様式	該当箇所						項目名	質問	回答
84	事業契約書(案)	34	7	2	93	5			市の債務不履行による引渡し前の解除の効力	増加費用及び損害にはブレイクファンディングコストを含めた金融費用も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
85	事業契約書(案)	36	8	2	102	2	(1)		不可抗力による増加費用・損害の扱い	ブレイクファンディングコストを含めた金融費用も、合理的な追加費用に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
86	事業契約書(案)	37	8	3	104	1			第104条1(法令の変更・不可抗力による引渡し前の解除の効力等)	「出来形部分」には、出来形を構築する上で必要であった費用(事前調査費、会社経費、資金調達費用等)も合理的な範囲で含まれるとの理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
87	事業契約書(案)	44							用語の定義	「事業契約関連及び全般」に示されている「業務費用」には光水熱費用が含まれているという事で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
88	事業契約書(案)	53	2	(1)					支払の算定方法及び支払額	「以下の対価には、消費税及び地方消費税の額を含まない」との記載がございますが、入札説明書に記載の通り、様式28-6 に記載される、初期調達費に係る消費税相当額は、サービス対価A1として、一括で支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	初期調達費に係る消費税相当額は、サービス対価A1として、一括で支払います。
89	事業契約書(案)	53							別紙4-1 2.(1)	貴市の帰責事由でサービス対価A1及びA2が変更となった場合は、金融費用等の追加費用は貴市が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁 / 様式	該当箇所						項目名	質問	回答
90	事業契約書(案)	56							別紙4-2 サービス対価の支 払い額及びスケ ジュール	割賦金利やサービス対価等で端数 が生じた場合は、端数調整は各種提 案書や様式に明示した上、初回や 最終回等で調整するなど、事業者の 提案でよろしいでしょうか。	各回の1円未満の端数は切り捨てて 支払い、最終回の支払いで切り捨て た端数分を支払います。なお、総額 で1円未満の端数が発生する場合 は、当該端数を切り捨てとします。
91	配送校見学会 での確認								川西中学校	貴市が想定されている配送車侵入 口近くの樹木について、事業者の提 案により伐採する事も可能との理解 でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
92	配送校見学会 での確認								川西中学校	給食センター開業後、配送車にて給 食を運ぶ予定ですが、配送車が校 内を通行する上で、現在、教職員様 が駐車されている車輛は、配送車動 線上のみでかまいませんので駐車禁 止等ご協力いただけるとの理解でよ ろしいでしょうか。	可能な範囲で協力します。
93	配送校見学会 での確認								東谷中学校	貴市が想定されていますエレベ ーター設置箇所を工事する上で現在、 教職員様が駐車されている車輛は、 配送車動線上でかまいませんので 駐車禁止等ご協力いただけるとの理 解でよろしいでしょうか。	可能な範囲で協力します。
94	配送校見学会 での確認								全校	車輛動線を検討する上で校内の駐 車車両は、スムーズに運搬できるよ う、ご協力いただけることが前提で計 画してよろしいでしょうか。	可能な範囲で協力します。

No	資料名	頁 / 様式	該当箇所					項目名	質問	回答
95	その他							配膳室、エレベーター工事	配膳室やエレベーター工事において、市が必ず守ってほしい仮囲い範囲等の条件はありますでしょうか。	参考として、平成28年度に実施した屋内運動場非構造部材落下防止対策工事の仮設計画図のデータを貸与しますので、希望者は川西市教育委員会教育推進部学務課まで電話連絡(072-740-1256)のうえ、受け取り方法等の指示を受けてください。なお、当該仮設計画図どおりに施工できるとは限りませんので、実施の際は改めて学校との協議をお願いします。